

# 子どもたちにより良い教科書を

安倍政権のもと

「戦争する国」づくりをめざし

今、再び教育と教科書を利用しようとする動きが強まっています。

今年は中学校教科書採択の年  
教育委員会制度が改定されて

初めての採択です。

今回の検定で「政府見解」の明記を求めた  
「新検定基準」も初めて適用されました。

教員の意向を無視しようとする動きも  
みのがせません。

県内各地では、学習会を積み重ね、  
教員の意向、市民の願いを反映させる

取り組みもはじまっています。



# 埼玉における教科書採択をめぐると課題

## 2015年度中学校教科書の採択を前に

教育研究者 藤田 昌士

### はじめに

1999年3月、当時の小渕恵三首相のもとに設けられた「21世紀日本の構想懇談会」(河合隼雄座長)は、翌年1月、「日本のフロンティアは日本の中にある」自立と協治で築く新世紀」と題する最終報告書を提出した。同報告書は、第5章「日本人の未来」で「教育のもつ二面性」と題して次のように述べている。

「第一に忘れてはならないのは、国家にとって教育とは一つの統治行為だということである。国民を統合し、その利害を調停し、社会の安寧を維持する義務のある国家は、まさにそのことのゆえに国民

に対して一定限度の共通の知識、あるいは認識能力を持つことを要求する権利を持つ。(中略) そうした点から考えると、教育は一面において警察や司法機関などに許された権能に近いものを備え、それを補完する機能を持つと考えられる。義務教育という言葉が成立して久しいが、この言葉が言外に指しているのは、納税や遵法の義務と並んで、国民が一定の認識能力を身につけることが国家への義務であるということにはほかならない。」

同報告書が「第二の側面」として挙げるのは「サービスとしての教育」であるが、それはさておき、国民の「教育を受ける権利」をうたった日本国憲法のもと

で、驚くべき教育のとらえ方ではないか。憲法第26条は、北海道学力テスト事件最高裁判所判決(1976年5月21日)にあるように、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するもの」としてとらえているのである。

しかし、実質改憲ともいべき前記のような教育のとらえ方の延長線上に2006年の教育基本法改定があり、今日の安倍内閣による「教育再生」政策もあるといえる。教科書問題はその一環である。

### 1 2011年当時をふりかえって

あらかじめ2011年中学校教科書採択の当時をふりかえり、今後への参考としたい。

#### (1) 埼玉県議会の動き

2011年3月、県議会は「教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議」を採択した。「教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成し得

る『教科用図書採択基準』及び『調査の観点及び調査資料』を作成し、それに最も適した教科書を採択するよう、各市町村教育委員会を指導・助言すること』を主な内容としたものである。

また、2011年8月の中学校教科書採択に先立ち、同年7月8日、県議会が「教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した歴史・公民教科書の採択を求める請願」（埼玉県教科書改善連絡協議会提出）を採択していることも見逃すことができない。その採択に先立つ文教委員長長の報告は次のとおりである。

「請願第十号につきましては、採択すべきとの立場から、『検定に合格している教科書が全て教育基本法、学習指導要領の理念に基づいているはずだ』というのは、根本的に認識が間違っている。歴史教科書については、我が国と郷土を愛すると言いながら内容に偏りがあるものや、自分の国に誇りを持つと言いながら、一方の歴史観しか示していない部分がある。公民教科書については、自衛隊は憲法に違反しているとの意見があると記載されているものがあり、教育基本法、学習指導要領の理念に反しているのではな

いか。このような教科書がずっと採択され続けている。市町村教育委員会に対して、我が国を愛することができるような教科書を採択するように、指導助言するよう執行部に求める。また、県立学校については、県教育委員会自らがそのような教科書を採択するように強く求める」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成多数をもって採択すべきものと決した次第であります。」（2011年6月定例会会議録549～550ページ）

## （2）上田知事の発言

2011年の中学校教科書採択に先立ち、8月16日、上田清司知事は、定例記者会見で「私見」と称して「間違っても『伊藤博文射殺』と書いている教科書を選んではいけない。日本国の英雄を日本人自身が『射殺』と書いてどうする」と述べた（『産経ニュース』2011年8月16日付）。

筆者の理解するところ、この「射殺」という言葉は、1991年から92年にかけての日韓合同歴史教科書研究会における歴史学者・歴史教育関係者の対話を経て、日本の一部の歴史教科書が「暗殺」

という言葉に替えて用いたものである。

ところで、上記の知事発言当時、県立伊奈学園中学校では日本文教出版の歴史教科書を用いていた。そして2011年採択対象の中学校歴史教科書の中では、同社の教科書が教育出版とともに「射殺」という言葉を用いていた。知事の発言は、このことを念頭に置いてのことかと思われる。

## （3）県立伊奈学園中学校の「教科用図書研究結果報告」

2011年8月25日、県教育委員会は定例会において、2012年度から県立伊奈学園中学校で使用する教科用図書の採択を行った。その決定に先立ち、県立伊奈学園中学校から提出された「教科用図書研究結果報告」は、各社の教科書の特徴を記述するだけで、希望する教科書の推薦はいつさい含まないものであった。その席上、ある委員の「この研究結果からは、学校として使いたい教科書が見えてきませんが、どのようなスタンスで学校は調査研究を行ったのでしょうか」という質問に対して、義務教育指導課長は「どの教科書が採択されても対応できるように」行ったもので、「学校と

して使用したい教科書を挙げるような調査研究ではありません」と答えている(第1664回埼玉県教育委員会定例会会議録参照)。

しかし、はたして教師が自発的に「どの教科書が採択されても対応できるような」という類の「調査研究」を行うであろうか。教育委員会の指示による結果と考えざるを得ない。

#### (4) 県教委教育委員会に対する公開質問状と回答

同年10月19日、教育と自治・埼玉ネットワークと子どもの人権埼玉ネットは、それぞれの共同代表、代表委員計6名(片岡洋子・坂本洋子・林量俣・設楽あづさ・牧征名・藤田昌士)の連名によって育鵬社歴史・公民教科書の採択理由を問う公開質問状を埼玉県教育委員会に提出した。いくつかの項目について育鵬社歴史・公民教科書の記述と他社のそれとを比較しながら、育鵬社教科書採択理由の説明を求めたその公開質問状に対して、県教委教育委員会教育委員長・同教育長の連名による同年11月1日付回答は、歴史的分野の教科書については「これ一冊を読めば歴史の深いところまで分かるように詳し

く書かれている教科書や、歴史上の重要人物が何を考えどのように判断したかということ等を学べる教科書が望ましいなどの意見がありました」、公民的分野の教科書については「自衛隊、領土問題、拉致問題などについて政府見解に基づき、きちんと書かれている教科書であることが望ましいなどの意見が出ました」という程度の意味不明な、あるいは説得性に欠けるものであった。しかも二分野とも「…などの意見がありました」というように、委員の意見の断片的な紹介に終わっている。「法に基づき採択権者の権限と責任において、県教育委員会が適正かつ公正に行なったものです」というばかりで、審議の質の貧しさは覆いがたい。

## 2 採択方式をめぐる課題

1966年、日本政府代表も参加してユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」は、第61項で「教員 (the teaching profession — 引者注) は、職責の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具および教授法を判断する資格を特に有しているので、教材

の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって(中略) 主要な役割 (the essential role — 引者注) が与えられるものとする」(文部省訳)とうたっている。ここに、国際的に認められた教科書採択の民主的原則がある。ちなみに国立教育政策研究所『理数教科書に関する国際比較調査結果報告』(2009年)所収の「II 教科書制度と教育事情」によると、現に教科書採択の権限は、初等教育、前期中等教育、後期中等教育ともに、アメリカは学校、カナダは学校・教委、イギリスは教師、フランスも教師、ドイツは学校、フィンランドは学校・教師にあるとされているのである。他方、日本の場合は教委にあるとされ、しかも教育行政は教育内容には立ち入るべきではないとの戦後初期の原則がその後無視されることによって、教育委員会制度の特質をなすレイマン・コントロール(住民による意思決定。レイマンは素人、非専門家を意味する)が教育内容にも及ぶという変則的な事態が生まれている。

ところで、埼玉県の場合、2014年度の小学校教科書採択はどのように行われたか。筆者は、上記の国際的・民主的

原則を念頭に置きながら、さいたま市をはじめ県下およそ10市の教育委員会の会議録をもとに各地の採択方式とそこにある問題点の把握を試みた。それにもとづき、当面する中学校教科書の採択をめぐって以下の課題を指摘したい。

第一に教育委員会は、各種目について個々の学校が推薦する教科書（発行者）を明らかにした学校研究結果報告を求め必要がある。評価と推薦を許さず、各発行者の特色の記述のみにとどめる報告は認められない。

第二に、教育委員会は、上記の学校研究結果報告にもとづき選定委員会に、各種目について推薦する教科書（発行者）の推薦（原則として推薦順位を含む）を求める必要がある。ここでも、各発行者の特色の記述のみにとどめる報告は認められない。

第三に教育委員会は、上記の学校研究結果報告とそれを承けた選定委員会の推薦にもとづき、各種目について教科書の採択を行う必要がある。

なお、学校推薦や選定委員会推薦以外に個々の教育委員による推薦を認めるケースがあるが、これは学校意見を考慮することと教育委員にフリーハンドを認

めることを折衷するものであり、望ましくない。専門職としての教師の判断をこそ尊重する必要がある。

また、教育委員会は教科書の採決時を含めて会議を全面的に公開すべきであり、各種目の教科書の採択理由を明示することを含めて会議の透明性を確保する必要がある。

なお、市によっては教科書採択を議題とする会議を非公開にすることはもちろん、その会議の内容を後日ホームページでも公開しないという例がみられるが、情報公開の原則に反する。

## おわりに

昨年6月20日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）が公布され、本年4月1日から施行されることとなった。昨年7月17日には「改正法」についての文科省通知も出されている。

ここで確認を要することは、同「通知」が、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される「総合教育会議」（招集者は地方公共団体の長）においては「教育委員会制度を設けた趣旨」に鑑み、教科書採択など「特に政治的中立性の要請

が高い事項」については協議題とするべきではないと明示していることである（第四の2（2）の3）。この指摘にもあるように、教科書採択は教育の政治的中立性の確保等をめざす教育委員会の専権事項であって、これを抛り所に私たちは教科書採択における教育委員会の自主性を要求していく必要がある。

また、教科書採択において尊重されるべき教師の専門性は、決して閉ざされたものではなく、父母・子どもの願いに開かれた専門性であることを、その専門性の向上を保障する教育諸条件の整備確立の必要性とともに再確認しておきたい。

# 教育委員会制度改定の 問題点と可能性

さいたま教育文化研究所副所長 関原 正裕

## 1 教育委員会制度の 改定

2014年6月13日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改定が成立しました。改定のおもな内容は、次のとおりです。

- ①首長が主宰する「総合教育会議」を設置する。そこでは教育行政の基本方針となる「大綱」を策定する。
- ②教育委員長と教育長を一本化して新たな「新教育長」とし、首長が議会の同意を得て新教育長を直接任命・罷免する。新教育長は教育委員会を代表する。教育委員に教育長に対する任免・指揮監督権はなくなる。
- ③文部科学大臣の地方教育委員会に対する「是正」の要求、「指示」を強化する。その中心的な狙いは、教育行政の独立

性、中立性を守るための合議制の意思決定・執行機関である教育委員会を一層形骸化し、首長が主宰する「総合教育会議」

で決定された「大綱」に基づいて教育行政を進める機関に貶めることです。同時に、教育委員会自体も首長が任命する新教育長が教育委員会を代表して運営し、結果として首長がその地方の教育行政に大きな権限を持つようになる、ということだろうと思われれます。

しかし、以下述べますが、私たちの運動や国会審議の中でこのような狙いが必ずしも思惑通りには実現しなかった点があることを見るのが重要です。

## 2 教育委員会制度の 理念と「形骸化」

戦前の日本では、国が教育内容を管理統制し、子どもたちに徹底して軍国主義

を植え付け、多くの国民を侵略戦争に動員し、2000万人を超えるアジア諸国民に犠牲を強いたことを忘れてはなりません。このことへの痛切な反省から、1947年に制定された教育基本法は、教育は「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われべきもの」であり、教育行政は「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」を目標にして行われなければならないとしたのです。

戦後の公選制教育委員会制度は、このような戦前の軍国主義教育に対する深い反省に基づき、教育行政の民主化を象徴する制度でした。その基本的な理念は、教育の地方分権、教育の民主化（民衆による統制）、教育行政の一般行政からの独立を理念としていました。それは教育が戦前の内務省による支配から脱し、教育行政の自立という大転換だったので

す。しかし、「自立」するはずの教育行政がこんどは文科省ルートの下で地方教育委員会が新たなタテ行政系列に組み込まれていったことも見なければなりません。つまり、文部省―各教育委員会という教育行政の独自の中央集権的な統制シ

STEMが新たに形成されたのです。このような点を踏まえれば、教育委員会制度ははじめからある意味で「形骸化」していたと見ることもできるでしょう。

例えば、2014年に策定された埼玉県教育委員会の第二期教育振興基本計画を見てみれば、部分的な温度差はありつつも、大筋文科省がすすめる施策を踏襲する内容になっています。また、人的にも教育委員会の教育政策課の課長は若手の文部官僚が出身してきてポストに就くことが常態化しています。文科省ルートによる各教育委員会への統制システムは完備していると見ることもできるでしょう。

### 3 なぜ、教育委員会制度を改定したのか

ではなぜ、今回教育委員会制度を前述のように首長主導の方向に変えていかなければならなかったのかという疑問が残ります。それは、現在の教育委員会制度が曲がりなりにも一般行政からの独立という面においては、一定の役割をはたしており、一般行政を握る政治勢力、具体的にはその地方の首長たちですが、彼らにとって教育行政は手が出しにくいゾー

ンであるからです。

中嶋哲彦氏は「形骸化がすすんでいるとはいえ、教育委員会が首長から独立した執行機関として存在している意義は小さくない」と述べ、愛知県大山市の教育委員会が全国学力テストについて市長の介入を退けて不参加を続けたことなどを上げています（「教育的価値の実現をめざす教育委員会の再建」2014・5『ケレスコ』）。私も、埼玉県高等学校教職員組合の活動の中で、保守系が圧倒的多数を占める埼玉県議会や一般行政に携わる知事部局の教育委員会に対する「視線」には、一応「教育のことは教育委員会です」という原則はまだ生きていると感じています。2013年12月、県議会文教委員会が自民党と刷新の会県議が朝霞高校の台湾修学旅行を取り上げて教育委員会を追及する中で、ある保守系県議が「政治的中立性をしっかりと踏まえた教育制度及び教育の在り方を議論しなければならぬ。しかし、あまりにも教育の現場の中に深く関与し過ぎているのではないか」と発言し、文教委員会での審議のあり方に疑問を呈したことはたいへん印象的でした。また、保守系の議員が「首長が革新になったら平和教育、保守になっ

たら道徳教育が推進されるなんてことではないのか」と言って、教育への政治関与を素朴に批判する声もあります。

教育委員会制度の改定について「子ども全国センター」が全国の現職の教育委員に実施したアンケートによると「首長の政治的な考え方がより反映しやすいしくみに変えようとしていることについて」、「反対」が37%「どちらかといえば反対」は31%で、教育委員の約7割が改定に否定的な回答を寄せていました（全国339通の回答、『新聞全教』2014・4・15）。教育委員として、各地域の教育に携わっている人々も、首長が教育に関与することはあまり好ましくないと思っているのです。

以上のような状況が、教育委員会制度の改定が必ずしも思惑通りにはならなかった背景であるように思います。

### 4 文科省の「平成26年7月17日通知」

国会での審議に基づき、文科省は昨年7月17日付で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」という、今回の法律改定の運用に関する大部の通知文（A4版16頁）

を發出しました。この中で、現行の教育委員会の一般行政からの独立に関わる部分について検討してみましょう。

まず、前文で今回の法改定は教育委員会制度の「抜本的な改革」を行うものであるとしつつも「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保」していくことが明記されています。この大原則が通知文の最初にはつきりと書かれたことは重要です。

そして、新しい教育長は首長が任命することになるのですが、「教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場」にあるので「教育委員会の意思決定に反する事務執行は行うことはできない」とされています。つまり、合議体の執行機関である教育委員会の意思決定は従来どおり独立した権限を持っているのです。

首長が主宰する総合教育会議で地方の教育に関する基本的な方針である「大綱」を策定するのですが、「教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有」しているから「教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではない」ともしています。

す。首長の定める「大綱」との関係でも教育委員会は従来どおり独立した権限を持っているのです。

また、総合教育会議では「教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではない」とか「日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではない」などと教科書、教員人事、日常の学校運営への政治的介入に対する歯止めになる事項も書き込まれています。とくに教科書採択に関わって、首長の意向が反映される総合教育会議では協議すべきではないとしていることは、今後の教科書の運動の中で大いに活用できるのではないかと思えます。

以上、見てみると文科省自身も首長による教育への政治的関与はできるだけ抑制するというスタンスであり、従来の一般行政から独立した教育委員会制度という理念は維持する立場であることが見てとれます。

## 5 教育委員会制度の可能性

最高裁旭川学力テスト判決（19976

年5月21日）は、教育とは人間の内面的価値に関わる文化的な営みであり、現実的な様々な利害や妥協をとめないながら決定される政治的論理とは根本的に異なるとして「教育内容への国家的介入は、できるだけ抑制的であることが要請される」と述べています。こうした意味での教育の政治的中立性については今回の教育委員会制度の改定においてぎりぎりのところであるのか守られたのではないかと思えます。

しかし、教育委員会の発足当初からの「形骸化」である文科省―各教育委員会ルートでの統制システムはあいかわらず強固であることには変わりありません。各教育委員会における国の施策を参酌して策定された教育振興基本計画に見られるように、統制システムはむしろ強化されているとも考えられます。地方教育委員会の事務局が文科省の策定する施策を提起し、その案件をただ追認するだけならば、たとえ政治的中立性が確保されたとしても教育委員会制度は結局「何もかわらぬ形骸化している」と言われてもしかたありません。

教育は教育を受ける権利を持つ子ども、保護者・父母の願いや要求に「直接



に責任を負って」(旧教育基本法)、教育に専門的に関わる教職員の意見を聞きながら、自主的、自律的な立場で行われるべきものです。文科省は前述の通知で教育委員会の審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するために「学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管

施設の訪問等の取組」を積極的に行うべきであるとしています。このようななかちで地域の子ども、保護者・父母、市民が様々な教育に関する要求を教育委員会に持ち寄り、教育委員会が地域全体でその地域の教育を考えるセンターのような役割を果たしていければ、「形骸化」を乗り越える新たな可能性が見えてくるのではないのでしょうか。

## 越谷教科書問題連絡会の取り組み

越谷では2013年秋に越谷市教組、新婦人越谷支部、民主市政の会などが中心となり、愛国心や道徳心の強制による人づくり、憲法を敵視して侵略戦争を美化する教科書を子どもたちに手渡すことを認めず、戦争する国づくりに子どもを未来を託すわけにはいかなないと、越谷教科書問題連絡会を立ち上げた。

設立総会での小佐野正樹さん(教科書全国ネット)に教科書採択問題、その後、藤田昌士さんに道徳教科化問題、小野知

二さん(高教組)に教育委員会制度改悪について、小堀俊夫さん(埼玉歴教協)に育鵬社歴史教科書について学習会を開催した。

2014年度の小学校教科書採択については、前回非公開だった教育委員会会議を公開させること、教科書展示会参加に取り組むこと、教育委員会との懇談を強化することを主要な課題として取り組んできた。

越谷市は2013年に単独採択区とな

り、秋には採択に関わる要綱、要領策定の教育委員会会議があり、傍聴して採択にかかわる規定を確認した。その後、毎年地域総行動の一環として実施している「市役所との懇談」が2月に行われ、懇談に教育問題も組み入れたが、時間切れで3月に再度懇談。展示会については、市の広報で知らせること、学校にはすでに参加要請の通知済みであることが報告された。展示会日程が判明したので、参加呼びかけちらしを作成し学校等参加団体に配布する態勢を確認した。

教科書展示会は保護者市民は54名が参加した。今後、草加、和光、上尾会場のよう三ヶヶの参加を働きかけたい。大半が実施している日曜開催は次年度の課題。6月末に、「公開かも」の噂がとびこんできたのを契機に、7月7日、「小学校教科用図書採択に関する要望とお願い」を教育委員長及び教育長宛に提出し文書回答を求めた。回答では、「選定委員及び調査員は市内の小中学校の教員で組織され、(略)選定資料作成にあたっては学校の調査研究報告を受け、展示会での来場者の提出した意見等を参考にすることを要綱、要領で明文化しており、重視している」と。情報公開は、採択関

係資料及び議事録の公開を確認。また教育委員会会議の公開を確認した。

7月24日と8月7日の2日間、採択に関わる教育委員会会議が開催され、傍聴は30名であった。各教科の協議の最後の採択部分が各5分程度「秘密会」となったのは違和感があった。のちに議事録公開でわかったことだが、各教育委員の「投票」だけを秘密にしただけで討議はなかった。さいたま市は全面公開だがならん問題はなかったのである。いずれにせよ、越谷の学校研究報告書では事実上、各校の第一希望、第二希望がわかるシステムであり、今回は全教科で集計一覧の第一位の教科書が採択されたことを多としたい。

9月に情報公開を求めた。約束の各校における調査研究報告書集計一覧は公開されたが、さいたま市が公開しているような各校ごとの情報ではなかった。

以上が小学校教科書採択への取り組みの概要である。教育委員会会議が公開されて、学校現場の意見が結果的に受け入れられたことは良かったと思う。

9月の情報公開後に総括会議を持ち、中学校採択に向けてまずは問題の教科書の内容を知ることだとして、小堀さんを

招いての学習会へつなげた。12月に民主市政の会の対市交渉で教科書問題も取り上げ、今年3月に総合教育会議、教科書展示会を中心に対市交渉（懇談）を実施した。

今後、運動の拡がりをどうつくるか、多様な活動をどうつくっていくかが課題

である。

藤田先生が指摘した地教行法23条は教育委員会の「事務」を規程したものであり、教科書は専門性を有した現場教師が選ぶのだ、を念頭に中学校教科書採択の課題に取り組んでいきたい。

（埼玉教越谷 小川康治）

## 上尾の教育を考える市民の会の活動報告

### 1 市民の会の立ち上げとこれまでの活動

① 上尾市が単独採択区になったので、有志が集まって準備会を立ち上げる。  
② 名称を「上尾の教育を考える市民の会」（準備会）とした。立ち上げの趣旨は以下の3点。

とに伴い、小中学校の教科書採択に現場や市民の声を反映させ、よりよい教科書を採択させる。  
3. 今・来年度に予定されている小・中学校教科書採択における教科書の問題点を明らかにし、多くの市民に知らせる。

1. 現在の「教育改革」のねらいを学び明らかにし、教育の自身を多くの市民と考え合う場とする！  
2. 上尾市が独立採択区になったこ

③ 5/17（土）第1回学習会  
「子どもたちの未来と教科書」  
講師：藤田昌士氏（参加36名）

④ 4月、市教委傍聴を行い、以下の要請書を5月の市教委に提出。

1. 教科書採択にあたっては、各学校の教職員の意見が十分に尊重され、資料作成委員会に反映されるようにして下さい。
2. 小学校教職員が、教科書採択にあたり十分な教科書研究が行えるように配慮して下さい。
3. 教科書を勤労市民も見られるように、教科書展示会の会場を少なくとも東西2カ所に増やし、展示期間や時間帯の設定に配慮して下さい。
4. 保護者や地域住民に対して、教科書展示会の日程・会場案内などを広く知らせる手立てを講じて下さい。また、教科書展示会場に必ず「意見箱」を設置し、保護者や地域住民の意見を反映させる手立てを講じて下さい。
5. 教科書採択の会議を公開とし、審議の経過や採択理由などについて公表して下さい。

⑤ 6/22 (日) 第2回学習会  
 「小学校理科・社会の教科書展示会を見て」講師：上尾の小学校教員（参加

- 14名)。
- ⑥ 7/20 (祝) 第3回学習会「教科書ネットの活動に学ぶ」講師：矢木毅氏（参加14名）。先進的な地域の活動から学ぶ。専門的な内容だったが、市教委や学校現場にも足を運んでおり、とても参考になる。
- ⑦ 採択結果はホームページに載り、議事録も詳細に公開されたが、4年前と変更のあった地図帳は「統計資料・レイアウトが見易い、サイズが教科書と同じA4版である」という点が評価され、東京書籍に、音楽は教育出版が採択された。
- ⑧ 市教委の情報公開を求めた結果、選定委員会が作成した選定資料と各学校への通知文と様式は公開されたが、「展示会参加の保護者・市民の声」や「各学校からの報告内容」については、公開されず。
- ⑨ 10/12 (日) 第4回学習会  
 「育鵬社歴史教科書の模擬授業」講師：神奈川の社会科教員（参加38名）  
 とても好評。実際に授業をしてみたら、いかに歴史認識が誤って子どもたちに伝わるかという実感がわき、参加者から「来て良かった」「学んだこ

- とを伝えたい」という声が聞かれた。
- ⑩ 10/23 来年度教科書採択に関する要望書提出↓懇談を求めたが、市教委は答えない。
- ⑪ 11/27 (木) と12/22 (月) に市教委折衝を持ち、更に煮詰めたが、途中で打ち切られる。
- ⑫ 12/23 (祝日) 第5回学習会  
 「育鵬社公民教科書の問題点」講師：上尾社会科教員（参加42名過去最多）。内容も育鵬社の教科書は都合の良い所だけや、政府見解だけを書き、安倍政権の「積極的平和主義」を先取りし、人権よりも義務を強調する大変危険な内容だという事がよく分かる。
- ⑬ 市教委が懇談に応じないので、市議会各会派に申し入れを行い、教育長との懇談要請。返答は日本共産党だけだったが、政策フォーラム代表も市教委に個人的に話した為、3/17に懇談が実現。学校の教職員の意見が反映されるように要望したが、市教委は「調査研究であって、意見になつてはダメ」というとんでもない見解を發した。
- ⑭ 2/14 (土) 総会&第6回学習会  
 「道徳の教科化」講師：高橋茂雅氏（実践）・藤田昌士

氏（理論）（参加51名過去最多）。正式に  
会が立ち上がり、会員数は100名を超  
える！（3月現在）

## 2 これからの活動 （方針）

- ①5/10（日）第7回学習会  
「子どもたちにより良い教科書を―」  
講師…全国教科書ネット…俵義文氏
- ②6/19 教科書展示会に参加し市民と

しての意見を上げる。

- ③各小学校校長・現職社会科教師・PTA  
へ働きかける。
- ④学習会前後に会員や参加者に通信を出  
す。

「子どもたちにより良い教科書を―」  
の活動をすすめる、今後とも共に頑張りま  
しょう！

（同会事務局長 遠藤 譲）

# 「より良い教科書を求めるさいたま市民 の会」の活動について

## はじめに

川口ネットの呼びかけでつくられた  
「埼玉県教科書問題交流打ち合せ会」へ  
の参加の中で、単独探択区でもあるさい  
たま市で「教科書問題についての会」を  
立ち上げようと、2013年11月、さい  
たま市教組とも共同し、準備会を充足さ  
せました。

会の目的として（1）幅広い市民との  
協力、他団体との共同を重視する。（2）  
教科書問題とはどんな問題なのか、広く  
市民に知らせ、「つくる会教科書」採択  
阻止の世論作りを行う。（3）市議会文  
教委員会などの動きに注目し、傍聴活動  
なども行う。（4）教育委員会に要望を  
出し、より良い教科書が子どもたちに届  
く活動をする。（5）運動の交流や学習

などを行う、ことなどを決定しました。

話し合いの中で、教科書問題とは何か  
を市民にわかりやすく示す必要があるの  
では、80年代の教訓（中国や韓国からの  
批判）に学ぶことが大切、近現代史の学  
び直しが大切なのでは？などが出されま  
した。実際には、2014年度の小学校  
教科書採択で国語・社会を中心はどう現  
れるのか、特に、2015年度の中学校  
採択では、育鵬社の現行本がどうなるの  
か注視したい、という意見の中で、この  
会を継続的に続けていくことを確認しま  
した。

## 3回の市民集会

まずは、市民の中に教科書問題とは何  
か広めようと、「市民集会」を企画しま  
した。同時に、会の名称も「より良い教  
科書を求めるさいたま市民の会」とし、  
市民との連携を大切にしようと考え、「子  
どもたちにより良い教科書を」という共  
通したタイトルで、以下のように3回の  
市民集会を開きました。

■第1回市民集会 2014年5月31日  
25名参加

\*教科書は誰が選ぶの？―教科書問題  
を考える―藤田昌士さん

＊学校現場から―小学校国語の教科書  
を考える。

■第2回市民集会 2014年9月23日  
43名参加

＊「戦前の国定教科書に戻さないため  
に」―俵義文さん

＊さいたま市の教科書採択を振り返っ  
て―事務局より

■第3回市民集会 2015年2月7日  
60名参加

＊「育鵬社の教科書で学ぶとどうなる  
か―日露戦争を題材に」―神奈川県内  
現職社会科教師



第3回の市民集会では、参加した方か  
ら率直な感想が出された。

「こんな教科書が出回っていることに驚  
いた。安倍政権の進める『戦争ができる  
国』に直結していると感じました。中学  
生がこの教科書で学んだら、戦前のよう  
な『愛国少年』になってしまおうのでは  
ないでしょうか。」

## 教科書採択に関する2度 の要望書

教育委員会に対して、

(1) 各学校の調査資料(学校票)を基  
本的な資料として、採択に反映するこ  
と

(2) 教科書展示会について―125万  
人の政令指定都市に2カ所しかないの  
で、会場を各行政区に設置すること。  
展示期間や時間帯の延長を行うこと、  
などを要求しました。

## 公開度の高い教育委員会 採択

さいたま市では、教科書採択の手続き  
を一般に公開しています。「教科用図書  
選定委員会要項」には、選定委員会が教

科用図書専門委員会を設置するととも  
に、市内各学校の調査研究結果も協議検  
討の参考にする」と記述されています。そ  
して、前回の採択結果を公開請求すると、  
選定委員会や専門委員の名簿、各学校ご  
との推薦教科書(2社程度)一覧表等が  
全面公開されています。さらに、教育委  
員会ホームページで採択までの議論や経  
過を知ることができます。

2014年8月7日、小学校の教科用  
図書採択についての臨時教育委員会を傍  
聴すると、専門委員会が各教科書の特徴  
を報告し、選定委員会が2、3社の教科  
書を選定。同時に市内各学校の調査研究  
も教科書会社毎に数字で報告するなど、  
教育委員会の採択にあたっての参考資料  
が提出されていました。現場で実際に教  
科書を使用する学校の意向を教育委員も  
尊重する雰囲気を感じられました。教育  
委員の採択の場面にも同席でき、当然で  
したが、傍聴者に渡された採択資料は持  
ち帰り自由でした。

2015年度の中学校教科書採択も基  
本的に変わらないことを期待し、市民の  
会の活動を強め、注視していきたいと思  
います。

(芳賀和夫)

2015年 2月26日

埼玉県教育委員会  
委員長 高木 康夫 様

よりよい教科書を求める埼玉連絡会

遠藤 謙 (上尾市)  
小川 康治 (越谷市)  
田中 茂 (深谷市)  
根岸 恒雄 (熊谷市)  
芳賀 和夫 (さいたま市)  
藤田 昌士 (さいたま市)  
牧 柁名 (所沢市)  
三宅 典之 (行田市)  
矢木 毅 (川口市)

### 子どもたちによりよい教育・教科書を保障するための要望書

貴職におかれましては子どもたちの健やかな成長を実現するための尽力に敬意を表します。

さて、2014年6月20日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2015年4月から施行されることとなりました。7月17日、改正の周知を図るべく文部科学省は通知を发出了しました。

2015年度は中学校教科書採択の年です。教科書採択にあたっては、公正かつ民主的な手続きに則り、子どもの教育にあさわしい教職員による十分な教科書研究で学校からの希望にもとづいた教科書が選定させることが重要です。文科省の「教科書採択の改善について(通知)」(2012年9月28日)には教科書採択展示会について、「教員や保護者等が更に足を運びやすくするよう各学校を訪問して行う移動展示会や図書館等で展示会を実施させる」ように指示を出しています。

つきましては子どもたちによりよい教育・教科書を保障するために下記のことを要望します。

#### 記

##### 1. 教育委員会の「独立性」について

(1) 文科省通知にあるように、地方自治の原則および政治からの教育の独立を守り、会議の透明化を更にすすめて、子どもの成長発達を大事にする教育の実現という本来の目

的を果たす機関となるよう努めること。

- (2) 総合教育会議を公開し傍聴を認めること。会議の議事録を公開すること。
- (3) 首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に書いても、教育委員会はそれを尊重する義務はないこと。
- (4) 地教行法第21条に定められた教育に関する事務(学校などの設置・管理、教職員の人事、教育課程や学習指導、教科書など)の執行権限は引き続き教育委員会にあること。
- (5) 総合教育会議は首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の付属機関(審議会や調査会)ではないこと。
- (6) 教育委員会が所管する事務の重要事項のすべてを総合教育会議で協議し、調整するものではないこと。
- (7) 総合教育会議では、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、とくに政治的中立性の要請が高い事項については協議題とすべきではないこと。

##### 2. 中学校教科書採択について

- (1) 侵略戦争を美化したり、事実を歪めたりする教科書を採択しないこと。
- (2) 教科書採択は教育委員会の専権事項であり、首長の教育介入を許さず、教職員、保護者、市民の願いや意見を反映した採択であること。
- (3) 学校現場の希望する教科書の意向を十分に聞きながら採択すること。
- (4) 教育委員会における教科書採択に関する議事について公開すること。会議の概要がわかるよう、当日の傍聴者に資料提供をすること。また、最終決定時審議を「秘密会」とすることはやめること。
- (5) 教育委員会会議録や学校の意向報告を公開すること。

##### 3. 教科書展示会について

- (1) 教職員が十分に教科書研究を行え、父母・市民も子どもたちが使用する教科書を閲覧できるように展示期間を4週間に延長し、展示時間も長くすること。
- (2) 多くの教職員や市民が参加できるよう、開催会場を増やすこと。また、広報紙等で充分な告知をすること。
- (3) 椅子、机、コピー機等の設置など、閲覧しやすい会場設定に改善すること。
- (4) 比較検討を行えるようにするため、現在使用中の教科書も展示すること。